

立田山野外保育センターボランティア設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、立田山野外保育センターボランティア（以下「ボランティア」という。）を置くことにより、センターの活動を安全かつ効率よく行うこととする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解と熱意を持ち、自主的にセンター活動に協力する者をいう。

(活動)

第3条 ボランティアは、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 団体利用等での来所者への支援
- (2) センターが実施するイベントへの支援
- (3) センターの自然保護、環境整備への支援
- (4) その他センター運営に必要な支援

(登録等)

第4条 ボランティアは、熊本市内に居住又は通勤、通学する満15歳以上の者（ただし中学生を除く）でなければならない。

2 ボランティアとして登録を希望する者は、立田山野外保育センターボランティア申込書（以下「申込書」という。）をセンターへ提出することにより登録を行うことができる。

(変更届の届出)

第5条 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、住所等申込書に記載した事項に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気等により活動ができないと認められたとき
- (3) ボランティア本人から辞退する旨の届出があったとき
- (4) センターより登録抹消の意思確認を求めた際に、否定的回答又は無回答であったとき
- (5) その他、センターが不適格と認めたとき

(研修)

第7条 センターは、ボランティアの資質の向上を図るため、必要に応じて研修を行うことができる。

(謝礼金等)

第8条 ボランティアに対する謝礼金又は交通費等は無償とする。

(補償)

第9条 ボランティアは、登録時にボランティア活動保険に加入する。

2 ボランティアがその活動に伴い負傷した場合又は損害賠償責任を負った場合は、当該保険の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において、出席の運営委員の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほかこの要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月14日一部改正し、同日から施行する。

立田山野外保育センターボランティア設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、立田山野外保育センターボランティア（以下「ボランティア」という。）を置くことにより、センターの活動を安全かつ効率よく行うこととする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解と熱意を持ち、自主的にセンター活動に協力する者をいう。

(活動)

第3条 ボランティアは、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 団体利用等での来所者への支援
- (2) センターが実施するイベントへの支援
- (3) センターの自然保護、環境整備への支援
- (4) その他センター運営に必要な支援

(登録等)

第4条 ボランティアは、熊本市内に居住又は通勤、通学する満15歳以上の者（ただし中学生を除く）でなければならない。

2 ボランティアとして登録を希望する者は、立田山野外保育センターボランティア申込書（以下「申込書」という。）をセンターへ提出することにより登録を行うことができる。

(変更届の届出)

第5条 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、住所等申込書に記載した事項に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気等により活動ができないと認められたとき
- (3) ボランティア本人から辞退する旨の届出があったとき
- (4) センターより登録抹消の意思確認を求めた際に、否定的回答又は無回答であったとき
- (5) その他、センターが不適格と認めたとき

(研修)

第7条 センターは、ボランティアの資質の向上を図るため、必要に応じて研修を行うことができる。

(謝礼金等)

第8条 ボランティアに対する謝礼金又は交通費等は無償とする。

(補償)

第9条 ボランティアは、登録時にボランティア活動保険に加入する。

2 ボランティアがその活動に伴い負傷した場合又は損害賠償責任を負った場合は、当該保険の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において、出席の運営委員の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほかこの要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月14日一部改正し、同日から施行する。

立田山野外保育センターボランティア設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、立田山野外保育センターボランティア（以下「ボランティア」という。）を置くことにより、センターの活動を安全かつ効率よく行うこととする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解と熱意を持ち、自主的にセンター活動に協力する者をいう。

(活動)

第3条 ボランティアは、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 団体利用等での来所者への支援
- (2) センターが実施するイベントへの支援
- (3) センターの自然保護、環境整備への支援
- (4) その他センター運営に必要な支援

(登録等)

第4条 ボランティアは、熊本市内に居住又は通勤、通学する満15歳以上の者（ただし中学生を除く）でなければならない。

2 ボランティアとして登録を希望する者は、立田山野外保育センターボランティア申込書（以下「申込書」という。）をセンターへ提出することにより登録を行うことができる。

(変更届の届出)

第5条 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、住所等申込書に記載した事項に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気等により活動ができないと認められたとき
- (3) ボランティア本人から辞退する旨の届出があったとき
- (4) センターより登録抹消の意思確認を求めた際に、否定的回答又は無回答であったとき
- (5) その他、センターが不適格と認めたとき

(研修)

第7条 センターは、ボランティアの資質の向上を図るため、必要に応じて研修を行うことができる。

(謝礼金等)

第8条 ボランティアに対する謝礼金又は交通費等は無償とする。

(補償)

第9条 ボランティアは、登録時にボランティア活動保険に加入する。

2 ボランティアがその活動に伴い負傷した場合又は損害賠償責任を負った場合は、当該保険の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において、出席の運営委員の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほかこの要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月14日一部改正し、同日から施行する。

立田山野外保育センターボランティア設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、立田山野外保育センターボランティア（以下「ボランティア」という。）を置くことにより、センターの活動を安全かつ効率よく行うこととする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解と熱意を持ち、自主的にセンター活動に協力する者をいう。

(活動)

第3条 ボランティアは、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 団体利用等での来所者への支援
- (2) センターが実施するイベントへの支援
- (3) センターの自然保護、環境整備への支援
- (4) その他センター運営に必要な支援

(登録等)

第4条 ボランティアは、熊本市内に居住又は通勤、通学する満15歳以上の者（ただし中学生を除く）でなければならない。

2 ボランティアとして登録を希望する者は、立田山野外保育センターボランティア申込書（以下「申込書」という。）をセンターへ提出することにより登録を行うことができる。

(変更届の届出)

第5条 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、住所等申込書に記載した事項に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気等により活動ができないと認められたとき
- (3) ボランティア本人から辞退する旨の届出があったとき
- (4) センターより登録抹消の意思確認を求めた際に、否定的回答又は無回答であったとき
- (5) その他、センターが不適格と認めたとき

(研修)

第7条 センターは、ボランティアの資質の向上を図るため、必要に応じて研修を行うことができる。

(謝礼金等)

第8条 ボランティアに対する謝礼金又は交通費等は無償とする。

(補償)

第9条 ボランティアは、登録時にボランティア活動保険に加入する。

2 ボランティアがその活動に伴い負傷した場合又は損害賠償責任を負った場合は、当該保険の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において、出席の運営委員の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほかこの要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月14日一部改正し、同日から施行する。

立田山野外保育センターボランティア設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、立田山野外保育センターボランティア（以下「ボランティア」という。）を置くことにより、センターの活動を安全かつ効率よく行うこととする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解と熱意を持ち、自主的にセンター活動に協力する者をいう。

(活動)

第3条 ボランティアは、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 団体利用等での来所者への支援
- (2) センターが実施するイベントへの支援
- (3) センターの自然保護、環境整備への支援
- (4) その他センター運営に必要な支援

(登録等)

第4条 ボランティアは、熊本市内に居住又は通勤、通学する満15歳以上の者（ただし中学生を除く）でなければならない。

2 ボランティアとして登録を希望する者は、立田山野外保育センターボランティア申込書（以下「申込書」という。）をセンターへ提出することにより登録を行うことができる。

(変更届の届出)

第5条 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、住所等申込書に記載した事項に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気等により活動ができないと認められたとき
- (3) ボランティア本人から辞退する旨の届出があったとき
- (4) センターより登録抹消の意思確認を求めた際に、否定的回答又は無回答であったとき
- (5) その他、センターが不適格と認めたとき

(研修)

第7条 センターは、ボランティアの資質の向上を図るため、必要に応じて研修を行うことができる。

(謝礼金等)

第8条 ボランティアに対する謝礼金又は交通費等は無償とする。

(補償)

第9条 ボランティアは、登録時にボランティア活動保険に加入する。

2 ボランティアがその活動に伴い負傷した場合又は損害賠償責任を負った場合は、当該保険の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において、出席の運営委員の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほかこの要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月14日一部改正し、同日から施行する。

立田山野外保育センターボランティア設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、立田山野外保育センターボランティア（以下「ボランティア」という。）を置くことにより、センターの活動を安全かつ効率よく行うこととする。

(定義)

第2条 ボランティアとは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解と熱意を持ち、自主的にセンター活動に協力する者をいう。

(活動)

第3条 ボランティアは、次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 団体利用等での来所者への支援
- (2) センターが実施するイベントへの支援
- (3) センターの自然保護、環境整備への支援
- (4) その他センター運営に必要な支援

(登録等)

第4条 ボランティアは、熊本市内に居住又は通勤、通学する満15歳以上の者（ただし中学生を除く）でなければならない。

2 ボランティアとして登録を希望する者は、立田山野外保育センターボランティア申込書（以下「申込書」という。）をセンターへ提出することにより登録を行うことができる。

(変更届の届出)

第5条 ボランティアとして登録された者（以下「登録者」という。）は、住所等申込書に記載した事項に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかにセンターへ届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき
- (2) 病気等により活動ができないと認められたとき
- (3) ボランティア本人から辞退する旨の届出があったとき
- (4) センターより登録抹消の意思確認を求めた際に、否定的回答又は無回答であったとき
- (5) その他、センターが不適格と認めたとき

(研修)

第7条 センターは、ボランティアの資質の向上を図るため、必要に応じて研修を行うことができる。

(謝礼金等)

第8条 ボランティアに対する謝礼金又は交通費等は無償とする。

(補償)

第9条 ボランティアは、登録時にボランティア活動保険に加入する。

2 ボランティアがその活動に伴い負傷した場合又は損害賠償責任を負った場合は、当該保険の定めるところによる。

(改 廃)

第10条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において、出席の運営委員の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほかこの要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月14日一部改正し、同日から施行する。